

静岡県環境影響評価条例(平成11年静岡県条例第36号)第36条第2項の規定により事後調査報告書の送付を受けたので、同条第3項の規定により公表する。

平成21年11月10日

静岡県知事 川勝 平太

1 事業者の氏名

富士フィルムオプトマテリアルズ株式会社

代表取締役社長 山田亮介

2 事業名称

富士フィルムオプトマテリアルズ 天然ガスコジェネエネルギー調達事業

3 事後調査報告書の名称

天然ガスコジェネエネルギー調達事業に係る環境影響評価事後調査報告書

4 閲覧場所

(1) 静岡県庁東館2階 県民サービスセンター

(2) 静岡県藤枝財務事務所

(3) 榛原郡吉田町役場町民課

(4) 島田市環境課

(5) 焼津市環境衛生課

5 静岡県環境影響評価条例第36条第4項に基づく意見の提出

事後調査報告書について、環境の保全の見地からの意見を有する者は、知事に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

6 提出期間 平成21年11月11日(水)から平成21年12月10日(木)まで

7 提出方法

意見書は、以下の内容を記載したものとし、書面により提出すること。

(1) 意見を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 意見書の対象である事後調査報告書の名称

(3) 事後調査報告書についての環境の保全の見地からの意見

(4) 意見は日本語により、意見の理由を含めて記載すること

8 提出先

郵便番号 420 - 8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県県民部環境局生活環境室